置賜広域行政事務組合
米沢クリーンセンター解体工事
発注仕様書

令和７年６月

置賜広域行政事務組合

第１節　総則

置賜広域行政事務組合米沢クリーンセンター解体工事発注仕様書（以下「本仕様書」という。）は、置賜広域行政事務組合（以下「発注者」という。）が発注する置賜広域行政事務組合米沢クリーンセンター解体工事（以下「本工事」という。）に適用する。なお、本工事においては本仕様書のほかに解体工事仕様書、設計図書、条件明示書を熟読すること。

第２節　計画概要

１　一般概要

本組合のし尿処理施設である米沢クリーンセンターは施設の建設から３０年以上経過し老朽化していること、また、し尿の処理人口が減少しているため、同じし尿処理施設である南陽クリーンセンターと施設の統廃合を行い、米沢市内にあるし尿受入施設中田クリーンセンターに機能を移転し、令和６年度末をもって施設を廃止したことから、令和７年度から３か年で施設を対象とした解体工事を実施するもの。

２　工事名

置賜広域行政事務組合米沢クリーンセンター解体工事

３　工事場所

山形県米沢市春日四丁目１－２０

４　敷地面積

１８，３１０．３６㎡

５　工期

本組合令和７年８月議会臨時会における議決の日から令和９年６月３０日まで

６　工事概要

名称	構造・階数	建築面積	延べ面積
処理棟	鉄筋コンクリート造 （地上２階建、地下１階）	２，５８６．０３㎡	３，３１６．５９㎡
水槽部分			１，６７１．００㎡
渡り廊下	鉄骨造	３０．０４㎡	５８．９０㎡
トラックスケール置場	鉄骨造	３７．０６㎡	３７．０６㎡
クーリングタワー上屋	鉄骨造	９．８３㎡	９．８３㎡
地下タンク （メタノールタンク共）			３８．０４㎡
	合計	２，６６２．９６㎡	５，１３１．４２㎡

7　全体計画

(1) 解体工事範囲

ア　解体対象建築物については、アスベストを除去した上で、処理棟はＧＬ－1,250㎜まで撤去するものとする。なお、処理棟水槽部分については、槽底部に３箇所以上開孔すること。

イ　外構については、外構撤去図に記載のとおりとし、植栽は伐根まで行うこと。こと。

ウ　建物内に残された什器類についても処分すること。

エ　管理棟、車庫及びグラウンドは解体工事範囲から除くものとする。

(2) ＰＣＢの処分について

ア　三相二相変圧器１台にＰＣＢが含有していることから、発注者が処分をすることとする。

イ　高圧コンデンサー２台については、受注者がＰＣＢの含有検査を実施し、含有していた場合は、発注者が別途処分することとする。

(3) 安全対策

工事期間中の安全対策について、敷地内外を問わず万全の対策を講じること。

8　立地条件

(1) 形質、地質等

設計図書参照のこと。

(2) 都市計画区域等

ア　都市計画区域　区域外

イ　用途地域　　準工業地域

ウ　防火地域　　指定なし

エ　騒音規制法による規制　あり

オ　振動規制法による規制　あり

9　工事に係る経費負担

水及び電気等、本工事に係る経費は、工事受注者（以下「受注者」という。）が負担すること。

第３節　施工概要

1　適用範囲

本仕様書は、本工事について定めるものであるが、本仕様書に明記されていない事項であっても工事の性質上当然必要と思われるものは、記載の有無にかかわらず受注者の責任において行うものとする。なお、本仕様書に記載されていない事項は、国土交通省大臣官房官庁営繕部制定「建築物解体工事共通仕様書（令和４年版）」及び「建築工事安全施工技術指針」、「建設工事公衆災害防止対策要綱　建築工事編」、「建設副産物適正処理推進要綱」による。

２　疑義

受注者は、本仕様書、設計図書又は工事施工中に疑義が生じた場合は、その都度書面にて発注者と協議し、その指示に従うとともに、その記録を提出すること。

３　一般事項

(1) 工事にあたっては、近隣住民や通行人に対する安全の確保に努めること。

(2) 工事にあたっては、構造物の状況や工事現場周辺の環境状況を検討した上で、騒音規制法、振動規制法等の関係諸法令を遵守し、必要な措置を講じること。

(3) 工事施工中に予期せぬ事態や疑義が生じた場合は、監督員に報告の上、指示に従い、適正な処理を行うこと。

(4) 工事に伴う官公庁への届出等の手続き（その費用を含む。）に係る費用は、受注者の負担とすること。

４　工事施工条件

(1) 本工事は、本仕様書、解体工事仕様書、設計図書（条件明示書含む）により施工すること。

(2) 工事施工にあたっては、事前に施行承諾申請図書を提出し、発注者の承諾を得てから本工事に着手すること。

(3) アスベスト含有建材については、大気汚染防止法に則り、事前調査結果を踏まえ適切に除去及び処分すること。

(4) 解体工事にあたっては、電気設備、機械設備、内・外装材、屋根材、躯体、基礎等、構内舗装等、埋設配管等を適切に分別解体すること。

(5) 粉じんの作業区域外への飛散が危惧される場合には、防護網及び散水等により飛散防止措置を講ずるものとする。

(6) 地形を崩壊させる可能性のある基礎・擁壁の解体は監督員と協議し対処する。

(7) 特定建設資材の再資源化等、特定建設資材廃棄物の再資源化等については関係法令等を遵守すること。

第４節　提出図書

１　全般

(1) 施工承諾図書（２部）

(2) 各種報告書（２部）

(3) 完成図書（２部）

(4) その他指示する図書等

２　施工承諾図書

(1) 全体施工計画書

(2) 各工種の施工計画書

(3) 解体工事の計画の届出（所轄労働基準監督署への届出）

(4) 実施工程表

(5) 廃棄物処理・処分計画表

(6) 建設リサイクル法関連図書：「分別解体等の計画書」、廃棄物処理計画
(7) 請負代金内訳書
（工事費金抜き設計書を参考に作成すること）
(8) 建設業退職金共済組合掛金収納書等
(9) 関係官庁申請届出書等
(10) その他組合が必要と認めるもの

3　各種報告書
(1) 工事報告書
（廃棄物搬出状況、工事状況写真、週間工程表、月間工程表、その他）
(2) アスベスト除去工事完了報告書
(3) フロン回収・破壊法に関する事前調査報告書
(4) フロン回収報告書
(5) 工事日報、月報
(6) 産業廃棄物処理委託契約
(7) 洗浄廃水処理管理報告書
(8) 打合議事録・協議書
(9) 工事進捗状況書
(10) その他組合が必要と認めるもの

4　完成図書
(1) 工事写真（着工前、工事中、着工後）
(2) 年度別出来高調書
(3) 完成図書の電子データ（電子納品）
(4) その他必要な図書等

第５節　工事完了

工事完了は、解体工事仕様書及び設計図書で示した工事範囲の工事を完了し、契約書に規定する完成検査に合格した時とする。

第６節　その他

1　関係諸法令、基準の遵守
本工事の施工にあたっては、次の関係法令等を遵守すること。
(1) 環境基本法
(2) 大気汚染防止法
(3) 悪臭防止法
(4) 騒音規制法
(5) 振動規制法
(6) 水質汚濁防止法
(7) 土壌汚染対策法
(8) ダイオキシン類対策特別措置法

(9) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律
(10) 資源の有効な利用の促進に関する法律
(11) 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律
(12) 労働安全衛生法
(13) 建築基準法
(14) 消防法
(15) 建設業法
(16) 作業環境測定法
(17) 電気事業法
(18) 地球温暖化対策の推進に関する法律
(19) 特定製品に係るフロン類の改修及び破壊の実施に関する法律
(20) 石綿障害予防規則
(21) 建設廃棄物処理ガイドライン
(22) 建設副産物適正処理推進要綱
(23) 廃棄物の解体等に係る石綿ばく露防止及び石綿飛散漏えい防止対策徹底マニュアル
(24) 建設・解体工事に伴うアスベスト廃棄物処理に関する技術指針
(25) 建築物等の解体等の作業及び労働者が石綿等にばく露するおそれがある建築物等における業務での労働者の石綿ばく露防止に関する技術上の指針
(26) 非飛散性アスベスト廃棄物の取扱いに関する技術指針
(27) 廃棄物処理施設解体時等の石綿飛散防止マニュアル（改定版）
(28) 建築物の解体又は改修工事における労働者への石綿粉じんばく露防止などについて
(29) 建築物の改修・解体時における石綿含有建築用仕上げ塗材からの石綿粉じん飛散防止処理技術指針
(30) アスベスト（石綿）廃棄物の処理について
(31) 低濃度ＰＣＢ廃棄物収集・運搬ガイドライン
(32) 建築物解体工事共通仕様書（国土交通省大臣官房官庁営繕部）
(33) 置賜広域行政事務組合建設工事元請及び下請関係適正化要綱
(34) その他関係法令、通達及び規格

２　許認可申請

本工事内容により関係官庁へ認可申請、報告、届出等の必要がある場合には、その手続きは受注者の経費負担により申請すること。また、申請（代行）が法的に不可能な場合には、その書類作成等について受注者は発注者に協力しなければならないものとする。

なお、本工事で必要と思われる届出等は以下のとおりである。

(1) 建築物除却届(建築基準法第 15 条第１項)
(2) 解体作業計画届（労働安全衛生法第 88 条及び安衛則第 90 条５の３項）
(3) 足場設置計画届（労働安全衛生法第 88 条及び安衛則第 86 条）
(4) 石綿除去作業計画届（安衛則第 90 条５の２項、石綿則第５条）

(5) 特定粉じん排出等作業届（大気汚染防止法第 18 条の６）
(6) 再生資源利用促進計画書（実施書）（建設リサイクル法第 10 条）
(7) その他必要な届出等

３　施工において対策

本工事の施工に際しては次の事項を遵守すること。

(1) 労働災害の防止

本工事中の危険防止対策を十分に行い、また、本工事従事者への安全教育を徹底し、労働災害が発生しないよう努めること。

(2) 現場管理

廃材及び発生土の置場、仮設事務所等については、発注者と十分に協議し、見込まれる用地を確保すること。また整理整頓を励行し、火災、盗難等の事故防止に努めること。

(3) 復旧

工事の範囲外においては、他の設備、既存物件等の損傷、汚損防止に努め、万が一損傷、汚損が生じた場合は発注者と協議のうえ受注者の負担にて速やかに復旧すること。